

仕 様 書

- 1 借入物品 自動体外式除細動器（AED）
- 2 数 量 47台
- 3 借入期間 令和4年9月1日から令和8年5月31日まで
- 4 納入及び保管場所 別表「賃貸借物件一覧」のとおり
- 5 付属品（1台あたり）
 - （1）成人／小児供用電極パッド 2個
 - （2）バッテリー 1個
 - （3）救急セット（感染防止手袋、人工呼吸用マスク、ハサミ、体毛処理具、タオル） 1組
 - （4）キャリングケース（本体と上記付属品を一体として持ち運び可能なタイプ）
- 6 性能等
 - （1）すべて新品であること。
 - （2）AED本体及び電極パッドは医療用具として、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」（以下、「医薬品医療機器等法」）上の承認を得ていること。
 - （3）日本版救急蘇生ガイドライン2020に準拠していること。
 - （4）日本語音声ガイダンスに連動してAED本体の液晶画面又はアイコンの点滅により操作手順を示し、また、胸骨圧迫についても手の置き方、押す位置、リズム音を音声ガイダンス又は液晶画面により指示する機能を有すること。
 - （5）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会から「耳マーク」の利用承認を得た機種であること。
 - （6）成人/小児モードを切り替える機能があり、成人/小児共通の電極パッドを使用できること。
 - （7）セルフテスト機能を有し、設置者が操作することなく、機器本体が毎日自動的に日常点検を行い、使用可能であるかをインジケータ等で目視にて確認できること。
また、異常があった場合には、アラーム音等で周囲に知らせる機能を有すること。
 - （8）メモリー等の搭載があり、事後検証が可能であること。
- 7 消耗品の交換
 - （1）電極パッドは使用期限前に無償で定期交換するものとする。
 - （2）バッテリーは使用期限及び使用回数に達する前に無償で交換するものとする。
 - （3）電極パッド及び救急セットを使用した場合は無償で補充するものとする。
- 8 保守対応
 - （1）AED本体及び付属品に故障又は障害が発生した場合は、賃貸人は直ちに無償で修理し、その修理期間中は同等の代替品を無償で提供すること。また、交換が必要な場合は同等品と無償で交換すること。

- (2) 「医薬品医療機器法上、添付が求められている文書」、「取扱説明書」又は「点検表」において、AED本体のインジケータランプの目視による点検以外に機器を操作する日常点検を求めている場合は、賃貸人等が無償で実施し、その都度点検結果を担当部署に書面で報告すること。

9 その他

- (1) 納入にあたり、納入場所ごとに操作説明員を派遣し、操作の説明を行うこと。
- (2) 機器の日本語版マニュアルを添付すること。
- (3) 搬入、設置、取り扱い説明及び既存物の撤去・処分、動産総合保険などの費用は、契約金額の中にすべて含まれるものとする。